森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源を確保する仕組み の構築を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の 財源を確保する仕組みの構築を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年9月20日提出

新居浜市議会議員 近 藤 司 司 新居浜市議会議員 伊 藤 優 子 新居浜市議会議員 岩 本 和 強 新居浜市議会議員 真 木 増次郎 新居浜市議会議員 仙 波 憲 一 新居浜市議会議員 加 藤 喜三男

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源を確保する仕組み の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられた、 第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保 するという目標と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、使途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源

対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、市町村では、木材価格の暴落や低迷、林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、国民の生命財産が自然災害等の脅威にさらされるといった事態が生じている。これを再生させるとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、国においては、自然災害等の脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日

新居浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

提案理由

口頭説明